

第三十四回国会

参議院商工委員会會議録第十六号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
阿部 竹松君
近藤 信一君

國務大臣

國務大臣 中曾根康弘君

政府委員

科学技術庁 原子力局長 佐々木義武君
通商産業 政務次官 内田 常雄君
通商産業 通商局長 松尾泰一郎君
通商産業 通商局長 福井 政男君
通商産業 通商局長 石炭局長 榎詰 誠明君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員
通商産業省通 柿坪 精吾君
商局振興部長

本日の會議に付した案件
○商工会の組織等に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○アジア経済研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。
まず、商工会の組織等に関する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(内田常雄君) ただいま議題となりました商工会の組織等に関する法律案について提案理由を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といたしましてもかねてから諸般の施策を講じて、その解決に努力いたして参つたのであります。中小企業の中でも中規模事業者と小規模事業者との経営格差は、非常にはなはだしいのがあります。しかるに従来の中小企業対策においては、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とはいえず、特に地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところであります。

この対策強化のためには、もちろん金融措置、税制措置等についても考慮する必要がありますが、政府としてもこれに意を注いでおりますが、小規模事業者の特質を考えますときは、これらの事業者のためには、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借り入れのあっせん、各種事務の代行等の業務を不断に行なう組織を確立することが最も肝要と考えられます。

このような業務を行なう組織としては、市部においてはすでに商工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なっております。これに対し、町村等の郡部においてはこのような制度がありませんので、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるための組織を確立する必要がありますと存じます。

このように必要性に基づき、すでに現在までに主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然発生的に誕生しておりますので、これを法制化することが適当と考えられます。ことに、いかに組織を定めましても小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ、十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても法定する必要がありますと考えられるのであります。

このような見地から今回本法律案を提出いたしました次第であります。次に本法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、商工会の組織について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、商工会につきましては、これを本法に基づき特殊法人とするにとともに、その営利活動を禁止し、またその地区につきましても、市町村の廃置分合等若干の場合の例外を除いて、一の町村に一の商工会を設けることを原則とし、商工会議所とも地区を重複して設立することのないように定められております。商工会の事業については、商工業に関する相談、指導、情報、資料の収集、提供、講習会、展示会の開催等その地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうこととされており、その加入脱退は自由であります。地区内に半年以上事業所を有する商工業者であれば、すべて会員となることのできるものであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができ、その管理は、総会、総代会および役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から通商産業大臣の所要の監督規定も設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置をいたしました。これは、ただいま御審議中の昭和三十五年一般会計予算案におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上本法律案の提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本利壽君) 本案の審議は後日に譲ります。

○委員長(山本利壽君) 次に、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○委員長(山本利壽君) 速記を起し、別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、アジア経済研究所法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗山良夫君 前回の委員会におきまして、アジア経済研究所法案の御説明を政府側から伺いました点について、まだ資料的にも、説明の内容におきましても、不足する部分について私は指摘をいたしておきましたが、ただいま資料が提出されているようでありますから、これについてごく要点を重ねて御説明願います。

○委員長(山本利壽君) 前回の委員会におきまして栗山、吉田両議員から要求がありました資料が提出されておりますので、この際、その内容について説明を聴取することといたします。

○政府委員(松尾泰一郎君) まず最初に、昭和三十五年度の事業計画、資金計画、収支予算をお配りいたしておきますので、それから説明させていただきます。

第一として、基本方針は、昭和三十五年度は研究所の特殊法人化、それから諸体制の充実強化、三が事業活動の本格化をはかるということであり、それぞれについて若干の説明をいたしておきます。その点は省略させていただきます。各事項につきまして、Ⅱのところにごさいますが、説明させていただきます。

特殊法人化であります。これは、今御審議を願っていることであります。

て、政府が一億円を出資し、民間も出資を行なうと書いてありますが、これは今のところ二千万円の予定でござい、ます。現在の財団法人の一切の権利義務を、この新しい特殊法人に承継をいたしまして、財団法人は解散になるわけであり、ます。

この、組織、人員につきましては、機構を強化し、人員を拡充するというところであります。機構は、会長、所長のもとに副所長を一人置くことになり、理事を二人に改めます。また、調査研究部を二つにしまして、調査第一、二部と調査第二部というようにするわけであり、ます。それから人員の増加につきましては、課長、所員六名を十名に増加する。一般職員は、定員を四十二人から六十二人に増加する。これによりまして、三十五年度の定員は、役員、職員を含めまして八十三人、海外派遣員二十四名を加えて、総人員が百七名の予定であります。

それから「新組織を图示すれば、次のとおりである」、これは省略させていただきます。3のところでは、まず、国内調査であります。三十四年度に引き続き、長期的調査計画に基づき、具体的プロジェクトを設定し、国内文献調査の充実に期するということであり、ます。その(1)が調査体制の強化であります。まず、調査研究部を二部に分かちまして、地域別、事項別の調査研究体制を作り、内部スタッフを増員し、職員の調査研究水準の向上をはかるとともに、広く部外専門家及び調査研究機関の協力体制を作る。(2)が調査プロジェクトの設定であります。参事会、調査協議会のほか各種研究機関との協議を

通じまして、広く調査研究のテーマの設定についての意見を求め、これを総合専門委員会に諮つて所長が定めるといふのがまず第二であります。(3)が、研究委員会の編成と運営、それから次の(4)が委託研究の実施ということであり、ます。一応調査研究をいたしまして、この(3)と(4)に規定するものがその主力になるのでござい、ますが、(3)のところでは、調査研究、研究所の主體的立場に立ちまして、学界あるいは民間調査機関のほかに官・財界の専門的な主査を中心とした数名の委員からなる委員会を編成し、共同研究の組織的運営をはかるということ、まず研究所が主體的な地位には立つのであります。が、数名からなる委員会を編成しまして、共同研究の組織的な運営をはかつていくというので、まずやり方の第一歩であります。委員会として、二十六の委員会を八カ月間運営するものと、極力早期編成をはかり、文献調査の進捗に伴い、必要に応じ現地実施の調査を実施し、調査研究の充実に期する。まず二十六の委員会を編成しまして、そこでテーマを作つて、まず文献調査をやり、文献調査で不十分のところを現地に人を派遣して現地の実地調査をやる。こういう行き方であり、ます。次に、部外に対して委託研究を実施するわけであり、ますが、研究所が設定した課題につきまして、特に部外専門家に研究を委託することによつて効果が期待されるものについては、研究委託をやる。そのやり方に、特別研究と個人研究と二種類ござい、ますが、特別研究というものは、特定の専門家を中心としたグループに研究を委託す

る。とりあえず五テーマばかりを予想しておるわけであり、ます。個人研究の方は、グループでなしに、その筋のほんとうの専門家、個人に委託をするわけであり、ます。個人の独創的な研究能力に期待して十五テーマばかりを考えているわけであり、ます。

それから4が現地調査であります。その(1)として、研究委員会による国内文献調査のみでは解明し得ない諸問題については、現地において実態を調査することが必要である。このためには、三十五年度は現地調査員二十五名を派遣するが、これらの調査員は、同時に各国の資料事情を調査し、資料を収集し、さらに各国の調査研究機関との連絡に努めることとする。(2)に、現地調査員は、研究委員会を構成する職員及び部外専門家から選出するものと、一、二、三名を原則とする。(3)、調査の実施に当たりましては、在外公館、在外各機関等の積極的な援助を要請するとともに、現地の調査研究機関、大学、官庁等と密接に連絡をとりまして、効率的な実施をはかる。(4)といたしまして、調査の具体的方法については、先進国各機関の過去の業績を研究するとともに、従来の実績を検討して、研究所独自の科学的方法の確立に一段の努力をする、ということであり、ます。

マニラ、メルボルン、ニューデリー、シンガポール、ラングーンの各地に十六人の海外派遣員を派遣したのであります。三十五年度は、これらの派遣員が実際に活動を開始することを期待してあるのであります。なお、三十五年度末には、新たに八人の派遣員をサイゴン、ダッカ、コロンボ、テヘラン、バグダッド、アンカラ等の各地に派遣する予定であります。海外派遣員の任務は、次に規定いたします。調査研究の実施、研究機関の活動状況等の報告、資料の収集及び資料事情の報告であります。

研究所の広報活動といたしまして、第六以下に規定しておりますが、広報活動の第一は出版であります。当研究所の調査研究成果を広く一般に紹介をして、その利用に供するために、三十四年度に行なつた調査研究の成果を調査研究双書(の形で逐次出版する予定であります。和文機関誌は当分の間隔月刊としますが、英文機関誌は季刊として刊行する予定であります。その他資料月報等のものも刊行する予定であります。それから次にゼミナール及び講演会を開催する。また、アジア研究を刺激するための論文募集等もいたす予定になつておるのであります。

次は第七といたしまして、研究所の資料の収集整備をすることであり、ます。第一に資料の収集であります。前年度の方針を強化しまして、資料の購入、交換、寄贈等により資料の収集を行なう。それから収集の対象地域は、海外全地域に及ぶのであります。アジア、南米、アフリカ、特にアジアに最も重点を置いておること。それから事項別に見ると、経済、財政、

金融、産業、資源、統計及びレファレンス・ブックに重点を置いております。資料購入費が二百万円程度を予定をいたしておるのであります。それから次にレファレンス・サービスを強化拡充していく。それから閲覧室を開設する予定にいたしております。またアジア関係資料の総目録編纂もやりたい。それから各種の委員会における協力体制も整備していきたいと思っております。

それからその次の事業は、第八といたしまして、現地語の研修ということをやることも考えております。三十四年度に引き続きまして、主要現地語、ビルマ、タイ、インドネシア、ヒンドウ、ウルドゥ、アラビア、中国の七カ国語について、特別研修会を開催いたしまして、職員のみならず、部外研究家を対象に現地語の基礎教育講座を開く予定になっておるのであります。大休事業計画としてはその通りであります。

それから次に資金計画であります。収入といたしましては、政府出資が一億、それから民間出資が二千万円、いわゆる出資金が一億二千万円になるわけでありまして、次に、海外経済事情調査事業費の補助金としまして、国から投入するものは約一億五千万、それから民間の賛助会費収入を二千三百万円余予定しております。次に雑収入、繰越金、繰越事業費等が若干つありまして、収入の合計が三億一千九百万円余になる。出資といたしましては、資本金が、先ほど申しましたように一億二千万円、管理費が七千六百万円余、事業費が一億一千九百万円余、

予備費が三百万円余というよりなことでございます。

収支予算の方は、それを収入、支出に書き直したにすぎません。

それからその次の管理費の勘定でございますが、ごらんの通り人件費、庁舎借上維持費、事務費、備品費、交際費の合計が七千六百万円余でございます。

それから事業費勘定といたしまして、先ほど御説明を申しました調査研究所の各種の事業別の費用を書いておるのであります。資料収集事業費、それから広報活動事業費、国内調査事業費、海外調査事業費、研究員海外派遣事業費、合せまして一億一千九百万円余になるのであります。

それから次に別の資料で、アジア経済研究所の三十三年度及び三十四年度におきます事業概要を示した資料でございますが、まず第一表は総括表でありまして、先ほど御説明申し上げました国内調査の中には、いわゆる研究委員会を主体とする調査と、それから特別研究と個人研究に分れていて、それぞれ支出額を計上しております。それから海外の調査、資料収集、広報活動、研究員の海外派遣、現地語の研究に分れるのであります。三十三年度におきましては支出が約千五百万円、それから三十四年度は約七千万円の支出になっておるのであります。

それから第二表におきましては、今の国内調査のテーマを規定しておりますが、まず、この国内調査の第一のやり方でありまして研究委員会によるやり方、三十三年度分としましてインドネシア、インドネシア等につきましてここに規定しておるようなテーマにつ

きまして、主査があり、その委員会を構成する委員の数、それに対する支出額をそれぞれここに書いてある通りであります。

それから第三表は海外調査でありまして、三十三年度分であります。テーマとしましては、インドの五カ年計画の資金事情を初めといたしまして、タイ、ビルマ、インドネシア等につきましてここに規定しております。調査員を現地に派遣をしたというわけでありまして、

それから第四表は、三十四年度におきます研究委員会方式によるテーマ、それから主査、支出見込額等を規定しておるのであります。かなりいろいろな種類のテーマを選んだのであります。

第五表も三十四年度分でありまして、特別研究は、先ほど申しましたように、特殊の研究グループに委託をしたものであります。イスラエルの経済思想以下各種のテーマにつきまして、ここに規定してあります。人々を中心とするグループに研究を委嘱した意味でございます。

第六表は特殊の専門家に、ここに規定しております。テーマにつきま研究をしたものであります。以下それぞれこのテーマにつきましてその専門家に委託をしたものであります。

それから第七表は、これは三十四年度におきます海外調査の分でありまして、インド以下各調査国につきま

て、それぞれのテーマにつきまして、ここに書いてあります。人々を現地に調査員として派遣をしたのであります。

第八表は、これは三十四年度でございますが、やや海外に長期派遣の格好で研究員を派遣したのをかかげておるのであります。

大体以上で、簡単でございます。委員長(山本利壽君) それではこれより本案について質疑を行ないます。

○栗山良夫君 少し細部にわたりました、いろいろ伺いたい点が出て参りましたが、まず最初にきょういいた

した事業計画、資金計画、収支予算ですか、この点について何っておきた委託研究をする相手の研究所というの、この財団の調査協議会ですか、そこできめられるわけですか、どのどの民間の研究所に委託するかということをきめるは、部外の専門家に研究を委託すると、こう書いてあるの

が。○政府委員(松尾恭一郎君) その最終の責任はもちろんこの研究所の所長が責任をもつて、この特別研究あるいは個人研究にいたしても、きめるのであります。どういいうグループを選ぶか、どういいう個人を選ぶかにつ

きまして、この委員会につきまあるいは調査協議会等の意見を聞いて、最も効果的にこれらの調査ができるように、有能なる調査所なりあるいは具体的な個人、これをきめていくということにな

ります。○栗山良夫君 そうして決定された研究所に対する委託研究費なんというの、はどういうふうにして算出されるわけですか。あまり質問が簡単でわかり願えないかと思ひますので、もう少し申しますと、たとえば研究委員会

でテーマを、いろいろ三十四年度のいたしましたが、表でもずっと書かれておりますが、テーマだけを書き出して、これ

で調べてくれというものであれば、なかなか資金がはたして調査研究所に相当であるかどうかということの判断がつかないと思ひます。ですから

こういうテーマをきめて、しかもその細部にわたってどういいうような内容のものを取りまとめられたというよう

な注文が出ますのか、その辺はどういふことになるのですか。○説明員(楠坪精吾君) 実はいろいろ

なテーマによって、その中身は膨大なものもございまして、簡単なものもあるわけでございます。けれども、海外研究のやり方というものにつきま

して、研究所は研究所本来の人間をもって研究のやり方、そのスケール等を考えま

す。それは何単位ぐらいの調査活動をしてやります。ただし、その点はいまだそれほど確立いたしておりません。で、若干の動きがございまして、一つ科学的な調査方法というものを研究所自身として考えまして、こ

○粟山良夫君 委託研究費ですね、これの算定はどういうふうにおきめになるのですか。たとえば研究に要する文献、資料、あるいは印刷費、あるいは研究に賃し与えるか、あるいは購入して研究資料に含めさせておけるのか。あるいは補助者などともたくさん使つてやるか。そういう点について、一定の基準があるか。委託研究費は、このようにいう研究に要するものを、委託する場合には、委託する者が、委託するに基準がなければならぬと思ふが、その点どうなんでしょうか。

○説明員(柿坪精吾君) 実は第四表に出ております研究委員会、これは内部の研究委員会でございますが、その場合に委員手当、原稿料というふうなことで、原稿料につきましては、これは内部の委員会でございますが、委託研究の場合におきましては、同様の基準で、大体報告書として何枚ぐらいのもの、大体とめてもらいたいというふうなことで、その原稿料として何枚、それから資料につきましては、どういふ資料が要するからということで、一部は委託された先で買つていただく、それとともに、将来研究所として置かなければならぬものについては、研究所の方で買つてそれを使つてもらふ、両方がございまして、いずれにしても、できるだけそういうふうな原稿料あるいは資料、あるいは印刷費の一応単位を作りまして、その目標をどの程度にするかということでおのずから、もちろん徹底的に一つのテーマを数年がかりでやるということ

になりますと、幾らでも多くなりますけれども、大体そういうめどをつけてやつていきたいと思ひます。

○粟山良夫君 国内における調査はあつて、海外調査はどうか。海外調査の場合には、さういふ漠然としたことではほんとうに効果のある調査研究等ができないのじゃないですか。なぜかと申しますと、たとえばこの第八表に、研究員海外派遣というのがありますが、支給額を見ると、一体どの程度の期間向こうへ滞在するのかわかりませんけれども、一人大体三十万円か四十万円ぐらいですか。船で行くのか、航空機で行くのか知りませんが、三十万円ないし四十万円台の金額を計上して、これで研究員の海外派遣をしよう、これはおそろく何もできないでしよう。あるいはさういふ海外派遣をする人が主たる任務を持つていて、それで付帯業務として委託研究を海外で行なつてくる。その手当的なものをさういふ工合にして見込んであるもの、さういふ点があるのか、その点がよくわからないですね。バンドンへ中沢忠義という人が出かけて、支給見込み額は三十二万四千円だ、一体これで何ができるのですか。

○説明員(柿坪精吾君) 実はこの海外調査の方につきましては、これは短期間でございますが、これにつきましては旅費滞在費、定額がございまして、そのほかに調査費として一日六ドルを支給する、それから研究員の海外派遣は長期間向こうにおりまして調査するものでございまして、滞在費をつけまして大体平均で三百ドルぐらいになります。そのほかに一カ月百ドルの

調査費を渡しております。お手元にお配りしております参考資料の第八表、これは実は三十四年度の計画が実際に出来ることになりましたのは二月から三月でございまして、一カ月分しかこれは計上してございせん。従つて三十二万四千円というのは、それに片道旅費をつけた三月一カ月分でございます。

○粟山良夫君 この八表、一カ月分というところはわかりましたが、これらの人のおおむねどれくらいいるわけですか。

○説明員(柿坪精吾君) 海外調査につきましては大体一カ月、あるいはそれ以内ということでございますが、研究員につきましては、おおむね二年の目標で現在計画しております。

○粟山良夫君 八表は研究員ですね。

○説明員(柿坪精吾君) これは二年でございます。

○粟山良夫君 それからこの七表の方はどうなつて、海外調査と書いてあるが、これは単位が一つ上がつて、百万円から二百万円台になっておりますが、これはやはり一カ月ですか。

○説明員(柿坪精吾君) 海外調査の方は旅費、行くときの旅費と帰るときは旅費、向こうの滞在費も全部入りまして、これは完結する費用でございます。ただここに出しました資料は、三十四年度分だけ取りましたので、海外調査につきましては大体完結いたしておりますので、百万円以上の台になっておりますが、先ほどの第八表は、まだ始まつて一カ月程度でございますので、行くときの旅費、支度費、それと一カ月以上の滞在費しか入っておりませんので、たまたま研究員の方が少なくなつておりますけれども、一年を通

計してみますと、これは期間も長いし、研究員の方が高くなります。

○粟山良夫君 第七表の海外調査というの、おおよそ何カ月くらい行くわけですか。

○説明員(柿坪精吾君) 二カ月でございます。

○粟山良夫君 これが二カ月。これは往復の旅費と向こうの滞在費と、それだけですか、そのほか研究に要する実際の費用は……

○説明員(柿坪精吾君) 先ほどお答えいたしましたように、一日六ドルの調査費が滞在費のほかにつきます。それと第八表の、この長期に滞在する研究員は一カ月百ドルの調査費がつくことになっております。

○粟山良夫君 二カ月。そうすると、ここでさういふことを伺ひますが、たとえば統計の人数、これは二人なり三人のグループとしてこれだけですか、グループとして。一人当たりだと大体平均して見るといいわけですね。

○説明員(柿坪精吾君) 実は二カ月以内の海外出張でございますので、むしろ旅費の方が非常に大きなウェイトを占めますので、距離によりまして非常に差が出て参ります。

○粟山良夫君 なぜ私が愚問めいたことをお尋ねするかと申しますと、直接個人の名前をあげて、該当者があつたかと反問されると私もちよつと困るのですが、要するに公的な調査機関の依頼を受けたというので、海外、特に東南アジア方面を旅行して視察した人が、ほとんど個人名でもって日本の国内へ原稿を送つて、コマーシャルの雑誌とか、その他の文獻に紀行文を寄せあるいは経済事情等を報告されておる向きがあるのですかね。そういうものは、混淆していることは絶対ありませんが、この調査目的で海外に渡つた人は、少なくとも研究所へ報告する前に、自分の個人の意思で一般のコマーシャルの雑誌その他の文獻に原稿を送るとか、さういふようなことは絶対ありませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) さういふような点につきましては、具体的に、海外へ行つてもさういふ人につきましては契約書といふものがあるか、さういふようなことはやらないという契約を取つておるわけですね。少なくともこれまでのところさういふ事例は全然なかつたと思つております。

○粟山良夫君 今まではなかつたというわけですか、まあ、それじゃさういふことに私は一応了承しておきます。今後は少なくともさういふ意味での公私混淆を絶対にしないようにこれは厳重に監督される必要があると思ふのです。もし費用が足りないために、さういふ費用の捻出のために、あるいは本人が悪意でなくやられることがあるかもしれない、あるいは出発するとき、特定のさういふコマーシャルの研究機関と私契約をして出かけていく、さうして仕事の報告をするということもあるかもしれない、あるいはまた直接のテーマと関係のないことを調べ、さういふところに、さういふ便宜に供されることがあるかもしれない。しかしまあ、いずれにしても、さういふ法律でもってできた研究所の特別任務を帯びて海外に行くという人が、さういふ内職的なことをもし行なうということになれば、相当権威にも

関することでありますから、絶対しないようにしてもらいたい。そういう一つ御確約を願ひ、嚴重な監督上の確約を願ひたい。

○政府委員(内田常雄君) 栗山委員のお話ですが、私はお言葉を返す意味ではありませんが、私の感じでは、アジア経済研究所から公費をもらつて研究を対象にした、この研究成果をみだりに民間に発表するといふやうなことは、これはまあ厳に戒むべきことだと思いますが、ものにもよりますので、たとえ軽い紀行文を新聞に載せるとか、あるいはコミニカルといふことになリますが、雑誌に載せるとかといふやうなことも含む御意味でありまして、私にはまあその程度ならば、紀行文のやうなものならば差しつかえない向きもあるのじやないかと思ひまして、ちよつと発言を求めた次第であります、いかがなものでございませうか。

○栗山良夫君 そこは非常にラインが引きにくいのであれども、その点はよくどきちんとしておきまさんと、公私混淆をするおそれが私は多分にあると思ひます。ですから今あなたのおつしやつたやうな工合に何か基準があればいいのです。研究所の方は、ここまではよろしい、ここまではいいけないという基準があればよろしいが、ケース・バイ・ケースで問題が起きたときに、まあこれはよからう、これはちよつと行き過ぎであつたやうといふやうなことで物議をかもしやうなことがあつてはいけないと私は思ひます。同じ紀行文でもそれはいろいろ書き方がありますからね。

○説明員(坪坪精吾君) 実は第七表の海外調査につきましては、国内委員会がテーマを持ちまして、それで十分研究をしまして、研究し足りないところはこれこれといふことで、実は現実を申ししますと、非常に大きな荷物を背負わして行つておられます、とても余裕はないのじやないかと思ひます。それから海外研究員につきましては同様なことでありまして、非常に研究所としまして大きな荷物を持たしてあります。それともう一つは、研究につきましての成果につきましては、自分で勝手な発表をしないといふ約束を初めにちゃんと契約で取りまします、その点は起こらないと思ひます。また起こらないように十分監督いたしたいと存じております。

○栗山良夫君 なぜ私がそういうことを申すかと申しますと、これはカレント・トビックスの研究に行かれるなら、別に私はやかましいことは申しませんけれども、法律に示している基礎研究なんです、あくまでもある意味ではアカデミックな研究だと言つてもいい、そういう研究に専念をするために出発した人が、コミニシャルの要するに要請にこたえられるやうな、そういう上調子な研究に没頭することがもしあるとすれば、これはやはり派遣の趣旨に反することになります。ですから、その辺のところは十分やはりけじめをつけておかなければいかぬのじやないか、こういう意味なんです。

○政府委員(松尾泰一郎君) まことにその通りに考えております。全然そのコミニシャルがそういう調査研究所と契約を結んでか何か情報を送るといふやうなことは、全然予想だにもわれわれ

れはいたしておりません。ここに書きますと、非常にテーマは簡単でございしますがそのテーマの中に、こういうこと、こういうことといふやうな具体的なものがあるわけでございしますから、少なくともそれに關し、そのテーマに含まれておる事項について、この調査研究所以外のところに、そういう情報を提供するというやうなことは、全然考えもしておりませんし、もちろんそういうことがあつてはならないといふふうに考えております。

○栗山良夫君 それから前回のこの委員会のときにも私はだいたい局長にしつつこくお尋ねをしたのであります、が、これらのその対象とされておる国々の事情を調査する場合には、とにかく経済の問題であつても、後進国の開発とかあるいは貿易の促進とかいふ国の一つの大きな目的を達成するため基礎研究をやるのだから、従つて、その場合には純然たる経済問題でなければいけないのか、最近特に目まぐるしい動きをしておる国々の政治、外交等の方針等についても基本的な研究をすべきではないかといふ、こういうことを尋ねたことについて、それはまあその法律の文面には、そういうことは書いていないのだが、実際には行ないましよう、こういうことであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は現在の財団法人がまだ発足してしまつてから、率直にいましてごく短期間でございまして、調査したりあるいは研究はいろいろあるやうでございしますが、今御説明申し上げましたやうなところに一応とどまつておるわけでありまして。今後は、もう少し各方面についての調査も進捗していくことを期待いたしておるわけでございますが、まあ今先生御指摘の政治体制等につきましても、もちろんこの基礎的な、総合的な経済調査に關連する面もかなりあるものと思ひますから、これは政治体制につ

として入り得る余裕がないやうな気がいたしますが、その点はどうか。この第六表に、中国の政治体制というのが一つあります。それから第五表に、中国における農業の社会主義改造とか、これは経済問題ですけれども、政治関係といふと中国の政治体制、これは私どもは中国の政治体制は研究しなくても大体わかるが、東南アジアとか、その他の国々の政治体制といふものはよくわからない。実際問題として、ですからそういうものが今後インドネシアの政治体制とかあるいはビルマの政治体制とか、そういうやうなものが出たとき、何かの調査テーマの中で関連せしめて取り上げるとおつしやるのか、その辺のところはどういうことになりますか。前回の御答弁だと、いきなり政治体制なんていうのは、第六表には中国の政治体制といふテーマが出ておるのです。その点はいかがでしよう。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は現在の財団法人がまだ発足してしまつてから、率直にいましてごく短期間でございまして、調査したりあるいは研究はいろいろあるやうでございしますが、今御説明申し上げましたやうなところに一応とどまつておるわけでありまして。今後は、もう少し各方面についての調査も進捗していくことを期待いたしておるわけでございますが、まあ今先生御指摘の政治体制等につきましても、もちろんこの基礎的な、総合的な経済調査に關連する面もかなりあるものと思ひますから、これは政治体制につ

ても、決して調査しないというわけではございませんが、さしあたりの東南アジアの政治体制といふやうなことになる、調査に出た者が調査するといふよりは、現在の在外公館にもかなり調べもございします、そういうものをできるだけ活用する。先般も申し上げましたやうに調査を効果あらしめるためには同じことをあつちこつちダブつてやるというところが一番能率を害します、現地に出入者が在外公館等とも十分連絡をとりまして、そこで大体調べられてゐることであれば、それで間に合はせるといふことがいいと思ひますので、そういう意味におきまして、先般御指摘のやうな政治体制等につきましては、大体現地の在外公館でおおよその調査ができてゐるのじやないかと思ひますのであります。このアジア経済研究所の目的とするところは、そういうことよりも、ほんとうに基礎的な経済情勢でありまして、まずそれを重点にしていくなかで、はなから、何分こつこつ財団法人の現在におきまして、また将来にありましても、最初の二、三年間といふものは、なかなか職員の養成にしまして、大へんなことでありますし、充実するにも時間がかかること、初めからなかなか完璧を期し得ません、逐次人員の充実に伴つて、あらゆる方面に調査の範囲を拡充していくべきではなからうかと思ひます。お尋ねに対して十分なお答えになつておらぬかもしれませぬけれども、当面の政治体制といふことになると、在外公館を活用した方がいんじやないかといふやうな感じがいたしてあります。

○栗山良夫君 これは、實際運用に入つた細部の問題で、国会でそこまで追及なり、質問を受けなくてもいいとおっしゃるかもしれないけれども、これもテーマを選ぶ参事会なり調査協議会の、何といふか、基本的な考え方というものが思想統一されてないといふと、出てくるテーマが、なるほどその一つをとつてみても、非常に重要なことかもしれないが、非常に散漫的な、総合性のないテーマが部分部分出てきて、結局研究所を作つた趣旨にもつと近づけ得るものが近づけなくなるということになりはしないかとおそれるんですが、たとえば第六表をごらんになつてもわかりますが、東南アジアの米作技術と日本の米作、これは非常にいいテーマだと思ひますが、その次にアジアの米作国における経済構造、こういうものも非常にいいでしょう。そこに中国の政治体制、インドの官僚制度というものが出てくる。そうすると、先ほども申しましたように、砂糖の問題が今度はひょこんと出てくるのか、どういふ参事会なり、調査協議会の方でこの経済研究の基礎調査をやろうとするか、その基準をどこにもつておいでになるか。そういうことが、この個人研究なり、特別研究なり、研究委員会等を取り上げられたテーマだけを、ずつと拾ひ読みし

ても、頭の中でちよつと整理がつかない。どういふ方針でやつていくのかといふことが、これは参事会なり、調査協議会の仕事だろふと思ひますけれども、これだけ見ただけじゃほんとうに整理がつかませんよ。難然と入つていくといふだけで、それだから申し上げて

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は前回にも御説明申し上げたかと思ひますが、調査のやり方につきましても、率直に申しまして、会長なり、所長なりを全面的に信用してまかせるといふ根本的な考え方をとつて、通産大臣の監督命令にいたしまして、最小限度にとどめるといふ基本的な態度をとつていくわけでありまして、もちろん参事会なり、調査協議会におきまして、十分議題等につきましても協議を願うわけでありまして、われわれ通商局なり通産省のものが思ひつきで、こういう点はどうかだということよりか、ああいうりつぱな所長を擁して、また専門家の集まりでございまして、これにまかした方がいゝのではないかと、これに気分が今日まで実はきておるわけでありまして、われわれがなまはるかな知識でいろいろ言ひ方がいゝか、実は非常に疑問に思つておりました、あるいはもう少し一定の方針なり原則をもつて関与していく方がいゝかどうか、実はわれわれ自身も、自信も実を言つとございせんものですから、専門家のグループに一切おまかせして

いく。あるいはそういうことが間違ひであるといふことであるならば、われわれの方でも考え直さなくちゃならぬかと思ひますが、これまでのところ、やはりそれは専門家にまかしておく方がいゝんじゃないかといふことできたわけでありまして、従ひましてこのテーマ類も、一、二の批判はあちろんあろふかと思ひますが、われわれとしては、現在の各方面の専門家、学者等が寄つて考えられたテーマであるので、若干個人的なある考へのもので

ないことではないのでありますが、悪口を差しはさまない方がいゝんじゃないかと、実は考へておるのであります。

○栗山良夫君 それは権威者が集まつておられる研究所だから、通産省の方としては一任をしたいといふ気持は私よくわかります。わかるけれども、少なくともこの経済研究所を指導する場合には、この経済研究所がいかにこの基礎研究を行なうといつても、やはり一つの国の目的といふものに沿つて考へなければいけないのです。そうすると、今、国の目的といふものは何かといふと、貿易の自由化も今問題になつておられますが、こういう後進国の双務協定の貿易といふものは非常に暗礁に乗り上げていく、自由化に進んでいけば……、そういう世界的な貿易自由化の風潮の中で、双務協定の貿易でなければ進み得ない後進国との貿易関係は一体どうするか、そういうふうなことに對しての基礎研究といふものは、やはり一つの目的の中心でなければいけない。もう一つは、後進国の開発といふ問題について、これはやはりプラントの輸出による工業化といふこともあるでしようし、またその工業化された力によつて日本の乏しい工業原料を輸入するための原料開発といふこともあるでしよう。そういうふうなことの、国の持つておる目的、大きな目的ですね、そういうものは、やはり政府がきめられて、そういうことに對していろいろ調査したいことはあるでしよう、あるでしようが、少くともこういう緊急性のある重要な基礎研究といふものは早くやるべきだ、そういうことで毎年々々目標といふものを定め

て、そしてそれに沿うような成果を期待していく、こういうことでなければならぬと思ひますが、どうですか。今局長のおっしゃることはあまりにも白紙委任的な、マンマンデ的な考へ方だと思ひますが、どうですか。

○説明員(柿坪精吾君) 実はこれはその前の御質問に對するお答えになろうかと思ひますが、第四表に研究委員会というのがあります、それから第五表で特別研究、それから個人研究、そういうふうに三つに分類いたしておるのでございまして、研究所本来の組織的な調査活動といふものは、むしろこの第四表にございまして、これは統計、資本、労働、技術、貿易、開発、地域研究、こういう大きなグループで、その中をまた細分いたしまして、基礎的、総合的な形を整えていくといふこととやつております。で、先ほどごらんいただいたました特別研究と個人研究、これは実は民間に、研究所以外にその関係の専門家がおられる、おられた場合に、その人についてテーマを出しまして、今まで埋もれておる資料なり、そういうものを発掘しまして、研究所としてそろえていきたいといふことでやつておりますので、やはりたまたま埋もれておるものを発掘いたしますので、こういうふうになつておりますけれども、研究所本来の元といたしましては、基礎的、総合的といふことで第四表の研究委員会、これで組織的なことをやろうといふことになつております。

それから先ほどの御質問で、そのとき政策決定に直接つながつた調査をやつてもらうかどうかといふ問題、これはもちろんそういうふうにご利用できれば、なおかつこうなことでございまして、基礎的な研究がおろそかになつて、自由化が起さればその方へ全部かかりつ切りといふことで、非常にその研究所の利用範囲も、何か政策的な面でもしか利用できないといふことになりまして、一般のこういふ後進地域と貿易あるいは経済関係を持つといふ人が、いかなる要求があつても、そこへ行けば資料があるといふふうな、そういうふうな形のものをしたるためにはいけないんじゃないかといふことと、もちろん政策決定の場合には、この資料を見れば役立つ、基礎的な面はそこへ行けばわかるということにいたしたいのございまして、けれども、今の段階はその基礎的なものをそろえるのが精一ぱいでございまして、それ以上政策をどうすればいいかといふようなことを、ここで研究するに、研究所の建前からいきまして、若干本来の任務をおろそかにするものと、じゃなからうかといふふうな考へ方を持つております。

○栗山良夫君 私は國がやはり一つの目的を持つといふことは一向差しかたないし、そうしてもらわなければならぬと思ひます。それに對して政策の決定をしなればならぬが、政策を決定するに基礎的な知識がなければならぬから、そういう意味で基礎的な研究をする、そういうことには賛成するわけですね。それはしかし考古学の研究じゃないわけですからね、これは珍らしいことなら何でも基礎研究をやるというもののじゃないんですから、建前からいけば、そこにやはり生きたまふでなければいかにいふことを私は申

し上げておる。それだから、今の私の質問を若干誤解されているが、私は基礎研究をやめて政策決定の資料を集めてもらいたいということを言っておるわけではあります。政策決定をするには、やはり基礎研究がなければならぬ。そういう直接、国が今求めている重要なことに對して基礎研究をまづ急いだらどうか、こういうことが必要ではないかというのを申し上げておる。そういうことになる、最近の日本の動きからいっても、このテーマを見ても、あまり難然としておいて、一つの方針というものが貫かれていないんじゃないかということ、もつとも中には重要なものはあります。全部と私指摘いたしません。それは若干やはり政府として再検討して経済研究所を動かされる余地がありやしないかということをお願いしておる。先ほどの局長の御判断は、これでいいんだ、経済研究所の方は権威者がいるからまかせておけば、万事そつなくよろしくやると、こういうことではありませんが、それではいけないんじゃないかということをお願い申し上げておる。

た別途この研究所といたしましては、学界、官界、財界に對してアンケートを出しまして、どういうことを早くやらなければいかぬかということをやっています。そういうものを総合いたしましてきておられますので、政府としてと申しますか、各省が自分ではいろいろな資料につきましては、ある程度注文はできるものであります。ただし、それだけでこの研究所を引きずり回すという形にはならぬようにいたしておりますが、そういう希望は十分述べられる形になっております。

○栗山良夫君 私に申し上げていることが十分理解されてないかもしれないし、私自身が言葉が足りないかもしれない、よろしいわけですから、そういう意味での政府としての行政指導をしていただく必要があると思う。たとえば、最近でも、ベニヤ板の材料のラワン材、フィリピンの方でベニヤ合板の工場ができて、原木が日本へなかなか入らなくなる。一体どうしたらいいのだということ、業界では一生懸命やっています、今度ほかの地区に相当な資源があるから、それを開発しようというので一生懸命努力されていることは局長よく御承知だと思います。そういうことでも、やはり基礎研究というものがあれば、幾らでもこちらが余裕を持って対処していけるのです。これはほんの一例にすぎませんけれども、あくまでも生きた経済、日本の経済にすぐに問題が起きたときには利用できようような基礎研究でありたい。また、現に必要が起きている問題に對する基礎研究でありたい。こういうことなのですから、そういうことで一つお願いいたしたいと思ひます。

○古池信三君 関連して資料の關係で、先ほど栗山委員も指摘されておられたのですが、資料の第八表、研究員の海外派遣、この費用が非常に少ないじゃないかと思つて聞いておりました、一カ月分である、そういうお話であつたわけですね。ところが、三十五年度の収支予算の方の数を見ますと、研究員の海外派遣事業費というものが三千三百四十万円ですか、そういうふうになつておるのですが、そうすると、今の一カ月分で逆算すると半年分くらいしかないですね。その点はどういふふうな關係になつておるでしょう。

○説明員(柿坪精吾君) 実は第八表の方は往きの旅費と一カ月分が入つております。そういうしまして、三十五年度の見込みといたしまして、これは旅費が全然抜けております。旅費は含ますべきでございますけれども、二年間滞在いたしますので、ことしの二月、三月に出発いたしますので、来年中は飛行機での往復をいたさないということ、滞在費だけになつております。

○古池信三君 旅費というものは、一カ月分に入つておるのは片道だけでしょうね。

○説明員(柿坪精吾君) さようでございます。

○古池信三君 そういたしますと、六百七十四万ですか、この支給見込額の中の旅費の分はどのくらいになるでしょう。片道の交通費は、一要するに、私がお尋ねするのは、三千三百万というのには少な過ぎるんじゃないかということの疑問を持ったものですからお尋ねしている。

○説明員(柿坪精吾君) 精密に計算してみないとわからないのでございまして、今概略計算をいたしますと、三十四年度の六百三十七万のうち、旅費が約四百万であります。

○古池信三君 四百万。そうすると、歸りの旅費も四百万ぐらい要としまして、結局二千九百万ぐらいのもの、十六人の人を養うということですね。それで十分なんですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この三千三百万は、先ほど御説明申し上げましたように、約二年単位でいきますと、歸りの飛行機賃等は三十六年度の方に入つて参りますので、大部分が滞在費と、それから月手当といひますか、くらいになる。もつとも、三十五年度に新しく派遣する人間が、最前もこの資料で御説明申し上げましたように、若干ございまして、そういうものも、行くときの航空賃等は含まれますが、こまかく計算をしますと、今三十四年度末に飛行機賃を払つて出しました人間の滞在費と、それから月百ドルの調査費、それから新しく三十五年度に数名派遣します者の旅費等を含むということになるわけでありまして、

○栗山良夫君 この前からのつながりですが、三十五年度の予算を拝見すると、この予算には資金計画及び収支予算においても、プログラムからいって、アジア地域以外の地域の調査というものはまだ入っていないということですね。三十五年度の計画には入っていないですね。

○政府委員(松尾泰一郎君) 法律によりまして、アジアを重点に調査をして、その調査研究を妨げない範圍において、その他地域に及ぶということになつておるわけでございます。三十五年度につきましては、テーマの数を先ほど申し上げたのでありますが、具体的にテーマそのものにつきましてはまだきまつておりませんので、この幾つかあります。テーマのうち、全然アジア地域外のものというところになりますと、われわれも含めないというほどの自信は実はないのであります。三十五年度といたしましては、アジア地域が中心になつて行なわれるだろうというふうな感じになっております。しかし、まあ幾つかあるテーマの中に、一つぐらいはその他地域のものも全然ないともちよつと切れないような状況にございまして、これは、先ほど来申し上げておりますように、参事会、調査協議会等専門家の間で具体的な決定がされるわけでありまして、われわれとしては、アジアを中心としますと、あえて研究をしてもらうというふうな考へております。

○栗山良夫君 「第一項の業務を妨げない範圍内において」ということですね。この字句は、私はない方がいいという意見を持っておるのですが、これはいずれ最後に法案を上げるときに一ぺん御相談を願ひたいと思つておるのですが、それはそれとして、「第一項の業務を妨げない範圍内において」という意味は、今度設立せられる研究所の機構の拡張は行なわれないという前提のもとにこれを書かれておるのですか。あるいは研究所の機構は年を追つて拡張していく、こういう前提に立つておいでになりますか、この点を伺つておきます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほどの三十五年度の事業の中におきまして、もちろん現在は財団法人でございしますが、人員等かなり拡充する予定になっております。たとえば課長、所員六名を十名に増加するとか、あるい

出てきたときには、アフリカ経済研究所あるいはラテン・アメリカ経済研究所というものを新たに別個にお作りになるおつもりか、あるいはこの研究所をさらに拡張して行かれるおつもりなのか、それはどっちですか。

は一般職員も四十二人から六十二人に増加するとか、海外派遣についてもそうであります。かなり増加するのでありますので、年とともにわれわれは人員の増強、機構の拡充をはかっています。そういうふうに考えております。そうならば勢いアジア以外の地域にも調査の手が拡げ得るというふうにご考えておるのでありますが、ともかくさしあたりのところは、アジアを中心にしていくのが、まあこの一億円の資金になり、また事業費の補助金の将来を考えてみまして、もうむちゃくちゃな増加は要求できないといたしますれば、アジアを中心にしていくべきで、アジアを中心に調べていきまして、数年経てばだんだん調べ終わつてくるわけでありまして、そうなれば他の地域も調査したいとわれわれは考えておるわけであります。決してアジア以外の地域についてはやらないといふことではないのでありまして、重点をアジア地域に置きたいという意味であります。

○栗山良夫君　今のお話を伺うと、事務的にも、また現機構上から言つて

○政府委員(松尾泰一郎君) 前御説明申し上げたかと思うのでありますが、別途園藝の了解事項がございまして、今後類似の機関を設けないということにされておるのであります。アジア経済研究所のほか、ラテン・アメリカ経済研究所とかあるいはその他のアフリカ経済研究所というものは設けない建前になっておるのであります。その意味におきまして、この調査研究所が全世界地域をカバーするといふふうに、われわれは考えておるのであります。しかしながら仕事の手順から申しまして、まずアジア地域から着手するのだというつもりで、この第二十二条の第三項に掲げておるように「第一項の業務を妨げない範囲内において」というようなことになっておるのでございまして、あくまでも建前は全世界という、そういう意味でわれわれは考えております。ただ重点をアジア地域からまずスタートするのだ、こういう考え方であります。従いましてアジア地域という言葉以外の地域の名前をつけた研究所を設けるつもりは今のところないわけであります。

も、能力を算定すれば、アジア地域で精一ばいだ、そのところで研究を進めていくという御意見のようですが、それはそれでわかりましたが、しからば将来アフリカ地域とか、ラテン・アメリカ地域もアジアと同じように基礎研究しなければならぬという重要性が

○ 粟山良夫君　これは私希望を申し出ておきますが、少くとも「第一項の業務を妨げない範囲内において」という字が入っているにしても、「アジア地域以外の」云々ということの規定は、た以上は、少くともこのアジア経済研究所は、この業務の二割かあるいは二

割五分ぐらいはアジア地域以外のことに手をつけなければいけないのじゃないか、また必要性からいっても、そうだと私は思います。それで海外調査で、アフリカやラテン・アメリカまで足を伸ばすことの当否は別といたしまして、国内調査でも、そういう方面は非常に調査が進んでいないわけですから、従つてこれも行政指導の面であらうと思いますが、同じく少なくとも二割や三割五分ぐらいはこちらの方へ調査の力を向けるという工合に私はやつてもらいたいと思つたのです。今のような行き方では財団法人の看板を變へるだけでですよ。どんなに考えても、この間うちからその疑問がまだ頭を離れないのですからね。財団法人の看板をアジア經濟研究所という看板に變へて、今まで資金的に少し困まつておつたから、その資金の手当を樂にしようということに過ぎない。それだけだとおもうのです。それじゃこの法律が泣くのじゃないかと思ふ。非常に大きな看板を掲げてゐる、提案理由も堂々たるものが書いてあるけれども、中身はそういうものだ。看板を變へるためにこれだけ大騒ぎをして、国会で審議をする必要はないので、それでなくて、やはり一つの法律を作つてこゝまで雄大な構想で乗り出すということであれば、これはそこで進めてもらいたいと思ふのです。

○阿部竹松君　栗山先生の発言は、私は希望を申し上げるのだと言つたのだから、希望に対して反論があれば別だけれども、議事進行について。栗山先生の質疑が希望というこゝに變つたかから、一たん大体打ち切るべき段階だと思ひますので、人もおらぬから本日は散会せられむことを提案いたします。

○委員長(山本利壽君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君)　速記を起こして。

本日の審議はこの程度にとめます。本日はこれをもって散会いたします。

午後三時十三分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、重油ボイラーの設置制限等に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は二月二十七日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、物価引上げ抑制に関する請願
(第八二三号)

一、九州地方開発重要事業の補助率引上げに關する請願(第九四〇号)

第八二三号 昭和三十五年三月四日

受理
物価引上げ申請に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡世知原

町飯野炭鋸生活協同組合理事長 本村政人

公共事業料金その他の物価が昨年から

上がり抑制のための行政指導を行なうよう、各行政官庁に勧告すること、(三) 物価審議会(仮称)を政府部内に設置すること、(四) 不当カルテルによる値上げ取り締りのための独禁法の改正並びに同法の除外立法の整理廃止等の促進を図ること、(五) 価格のつり上げのための輸出入取引法の改正は行なわないこと、(六) 月賦販売について、消費者、業者双方に対して正しい生活指導を実施し、又過大広告を取り締ること、等について善処せられたいとの請願。

第九四〇号 昭和三十五年三月十日
受理

九州地方開発重要事業の補助率引上げ

に關する請願
請願者 熊本県議會議長 岩屋

豊 紹介議員 谷口弥三郎君

九州地方開発促進法に基づく、開発事業の地方財政に占める比重はきわめて

大きく、貧弱な財政力によつては支障

から、同法の、昭和三十五年度以降の

重要事業の經費については、特別の立法措置を講ずる旨の明記に基づいて、

すみやかに、重要事業の補助率を地方財政の実情に即して引き上げるより、

立法措置を講ぜられたいとの請願

三月二十一日予備審査のため、本委員

一、商工会の組織等に関する法律案

第一節 通則(第三條—第十條)

第二節 事業(第十一條—第十二條)

第三節 會員(第十三條—第二十二條)

第四節 設立(第二十一條—第二十七條)

第五節 管理(第二十八條—第四十八條)

第六節 監督(第四十九條—第五十一條)

第七節 解散及び清算(第五十二條—第五十六條)

第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六條)

第四章 雑則(第五十七條—第六十一條)

第五章 罰則(第六十二條—第六十六條)

附則

第一章 總則

(法律の目的)

第一條 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、あわせて商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

一 自己の名をもつて商行為をすることを業とする者

二 店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者

三 鉱業を営む者

四 商法(明治三十二年法律第四十八號)第五十二條第二項の規定により会社とみなされる社団

五 有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)第二条の規定により商人とみなされる有限会社

2 この法律において「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下の商工業者をいう。

第二章 商工会

第一節 通則

(目的)

第三條 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする。

(人格)

第四條 商工会は、法人とする。

(名称)

第五條 商工会は、その名称中に商工会という文字を用いなければならない。

2 商工会でない者は、商工会という名称を用いてはならない。

(原則)

第六條 商工会は、営利を目的としてはならない。

2 商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行なつてはならない。

3 商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(地区)

第七條 商工会の地区は、一の町村

の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

(市町村の廢置分合に伴う地区の特例)

第八條 商工会の設立後にその地区たる市町村について廢置分合があつた場合において、その商工会の地区を廢置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廢置分合前の市町村の区域とする。

(登記)

第九條 商工会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、商工会について準用する。

第二節 事業

(事業の範圍)

第十一條 商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。

二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。

四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

(手数料)

第十二條 商工会は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

第三節 會員

(資格)

第十三條 商工会の會員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。ただし、定款で別段の定めをしたときは、六月以上であることを要しない。

(加入)

第十四條 商工会は、會員たる資格を有する者が商工会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工会に加入しようとする者は、加入につきその商工会の承諾を得、かつ、加入金を納めた時に、その商工会の會員となる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(議決権及び選挙権)

第十五條 會員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 會員は、定款で定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会に提出しなければならない。

(会費)

第十六條 會員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 會員は、会費の払込みについて、相殺をもつて商工会に対抗することができない。

(過怠金)

第十七條 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他會員たる義務を怠つた會員に対して、過怠金を課することができ

(會員権の停止)

第十八條 商工会は、定款で定めるところにより、会費の納入その他會員たる義務を怠つた會員に対して、總會の議決によつてその権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された會員にその旨を通知しなければ、これをもつてその會員に対抗することができない。

(脱退)

第十九條 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて商工会を脱退することができる。

2 会員は、次の場合には、脱退する。

- 一 会員たる資格を喪失した場合
- 二 死亡し、又は解散した場合
- 三 除名された場合

(除名)

第二十条 商工会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決によつて除名することができる。この場合には、商工会は、その会員に對して、その総会の会日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員
- 二 商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行つた会員
- 三 その他定款で定める理由に該当する会員

2 第十八条第二項の規定は、会員の除名について準用する。

第四節 設立

(発起人)
第二十一条 商工会を設立するには、その会員にならうとする十五人以上の商工業者が発起人となることを要する。

(創立總會)

第二十二条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項に規定する公告は、会日の少なくとも二週間前までに、会員

たる資格を有するすべての者に對し周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者で、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決定する。

6 第十五条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、創立總會について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「商工会法第二十二條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「商工会法第二十二條第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第二十三条 発起人は、創立總會の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに役員の名その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

- 一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
- 二 第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。
- 三 その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。
- 四 その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

(認可又は不認可の通知)
第二十四条 通商産業大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十五条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十六条 商工会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十七条 商法第四百二十八条(設立無効の訴え)の規定は、商工会の設立について準用する。

第五節 管理

(定款)
第二十八条 商工会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業
- 四 地区
- 五 事務所のある地
- 六 会員たる資格に関する事項
- 七 会員の加入及び脱退に関する事項
- 八 会員の権利及び義務に関する事項
- 九 会費に関する事項
- 十 役員に関する事項
- 十一 総会に関する事項
- 十二 経理に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

(規約)
第二十九条 商工会の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(役員)

第三十条 商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長及び役員(会長を含む。)の定数の少なくとも三分の二は、会員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立当時の会長及び役員(会長を含む。)の定数の少なくとも三分の二は、会員にならうとする商工業者(法人にあつては、その役員)でなければならない。

(役員の仕事)
第三十一条 会長は、商工会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の仕事)
第三十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選任する。

2 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 禁治産者、準禁治産者、破産者で復権を得ないもの又は未成年者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わし、又は執行

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

(役員の変更の届出)

第三十三条 商工会は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(役員任期)

第三十四条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年六月をこえてはならない。

3 役員は、再任されることができ

(監事の兼職の禁止)

第三十五条 監事は、会長、副会長、理事又は商工会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十六条 商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が商工会を代表する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十七条 会長は、定款、規約及び総会の議事録をその商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十八条 会長は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員は、いつでも、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第三十九条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(商法等の準用)

第四十条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の職務)及び第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定は、役員について準用する。

2 民法第五十五条(代表権の委任)の規定は、会長について準用する。

(総会の招集)

第四十一条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常

常総会を招集しなければならない。

第四十二条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 会長は、会員が総会員の十分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、通商産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行なう者がない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第四十三条 総会の招集は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議)

第四十四条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 事業計画及び収支予算の決定又は変更
四 その他定款で定める事項

2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他通商産業省令で定める事項を記載し

た書面を添附して、通商産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、第二項の認可について準用する。

(総会の議事等)

第四十五条 総会は、この法律の別段の定めのある場合を除き、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

3 議長は、定款で定めるところによる。

4 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、出席者の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

(特別の議決)

第四十六条 次の事項は、総会員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 解散
三 会員の除名
四 その他定款で定める事項

(商法の準用)

第四十七条 商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四

十三条(総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消し又は無効)の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会法第四十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会法第四十六条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第四十八条 会員の総数が百人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代会の定数は、その選挙の時にあつての会員の総数の十分の二(会員の総数が五百人をこえる商工会にあつては、百人)を下つてはならない。

4 総代会任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散の議決をすることはできない。

第六節 監督

(届出等)

第四十九条 商工会は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に

届け出なければならない。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 商工会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を通商産業大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第五十条 通商産業大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、商工会に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、商工会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(警告等)

第五十一条 通商産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないとき、次の各号の一に掲げる処分をすることができ、

- 一 業務の一部の停止
 - 二 設立の認可の取消し
- 2 通商産業大臣は、商工会が第二十三条第二項第二号に規定する要件を欠くに至つたと認めるとき

は、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

3 通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会に対して、第七条第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができ、

4 通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わなるときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

5 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

(解散)

第五十二条 商工会は、次の場合には、解散する。

- 一 総会において解散の決議をした場合
- 二 破産した場合
- 三 設立の認可を取り消された場合

2 商工会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第五十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第五十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4 第二十四条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法の準用)

第五十五条 民法第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六、第七十八から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く)及び第八十三条(清算)の規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

第三章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成

(助成)

第五十六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、商工会又は商工会議所の行なう小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費について補助する場合に、当該都

道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

第四章 雑則

(不服の申立て)

第五十七条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第六十一条の規定により通商産業大臣の権限の一部が通商産業局長又は都道府県知事に委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の処分)に不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立てをすることができ、

2 不服の申立ては、処分のあつたことを知つた日から三十日以外に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出してしなければならない。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

3 正当な理由により前項の期間内に不服の申立てをすることができなかつたことを證明したときは、同項の期間経過後でも、不服の申立てをすることができ、

第五十八条 通商産業大臣は、不服の申立てが不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の写しを申立人に送付しなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、不服の申立てがあつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、相当な期間において予告し

たり、公開による聴聞を行なうなければならない。

2 聴聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十条 通商産業大臣は、聴聞の結果を参酌して、事案の決定を行なう。

2 第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

(通商産業大臣の権限の委任)

第六十一条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づき権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第五章 罰則

第六十二条 第二十三条第一項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した発起人は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした商工会の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした

商工会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第九條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十四條第一項、第三十七條、第三十八條又は第三十九條後段の規定に違反したとき。

三 第二十二條第六項、第二十七條若しくは第四十七條において準用する商法の規定又は第五十五條において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

四 第四十四條第二項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十九條第一項又は第五十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十九條第二項の規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 第五十五條において準用する民法の規定による被産宣告の請求をしなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十六條 第五條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律の施行の際現に商工会という名称を用いている者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第三条 この法律の施行の日前四年間に行なわれた市町村の廃置分合によつて、町村が消滅し、その町村の区域の全部が商工会議所の地区である市町村の区域の一部となつた場合において、消滅前の町村(以下この条において「旧町村」という。)の区域に、その区域の商工業者で組織する団体で商工会の目的と類似の公益目的を有し、かつ、第十一条各号に掲げる事業の全部又は一部を行なつてゐるもの(以下この条において「地域商工団体」という。)が旧町村の消滅前から引き続き存続しているときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該旧町村の区域を地区として商工会を設立することができ、この法律の施行の際現に二以上の市町村の区域を地区とする商工会議所の地区の一部である一又は二以上の町村の区域に、この法律の施行の日以前一年以上前から引き続き地域商工団体がある場合において、その町村の区域が引き続き商工会議所の地区の一部であり、かつ、その町村がこの法律の施行の日から二年以内に市町村の廃置分合によつて消滅し、旧町村の区域の全部が商工会議所の地区である市町村の区域の一部となつたときも、同様とする。

2 前項の規定により商工会を設立しようとするときは、この法律の施行の日(前項後段の場合には、当該廃置分合の日)から一年以内に、旧町村の区域において引き続き六月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者の総数の二分の一以上の連署をもつて、その代表者から、その区域を地区とする商工会議所に対し、旧町村の区域を当該商工会議所の地区から除外すべき旨の申出をしなければならない。

3 前項の申出があつたときは、商工会議所は、同項の代表者と協議しなければならない。

4 前項の規定による協議をすることができず、又は協議がとれない場合においては、当事者は、通商産業大臣に裁定を申請することができる。

5 通商産業大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附してこれを当事者に交付しなければならない。

7 通商産業大臣の裁定があつたときは、当該商工会議所の地区に関する当事者間の協議がとつたものとみなす。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本商工会議所の下に」、「商工会を」、「商工会議所法」の下に、「商工会の組織等に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)

第五條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第八号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第六條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第七條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の施行に関すること。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「日本商工会議所」の下に、「商工会」を加える。

(商工会議所法の一部改正)

第九條 商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項ただし書中「県の区域」を削り、「又は」及び「若しくは」の下に「隣接する」を加え、同条第三項中「相互に」を「他の商工会議所の地区又は商工会の地区と」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第八條の二 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について、廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

第五十九條第二項を次のように改める。

2 通商産業大臣は、市町村の区域の一部を地区とし又は地区の一部とする商工会議所について、それをそのまま存置することが不適当であると認めるときは、その商工会議所に対して、第八條第一項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができ、第五十九條第二項の次に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会議所がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができ、

4 通商産業大臣は、第一項に規

定する処分をする場合には関係都道府県知事及び日本商工会議所、第二項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、関係市町村長及び日本商工会議所の意見をきかなければならない。

(商工会議所法の一部改正に伴う経過措置等)

第十条 この法律の施行の際現に存する商工会議所であつて、県の区域を地区とするもの又は隣接しない二以上の市町村の区域を地区とするものについての改正後の商工会議所法第八条第一項の規定の適用については、この法律の施行後三月間は、同項ただし書中「町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたるものの区域」とあるのは、「県の区域、町の区域又は市町村若しくは町と町村をあわせたるものの区域」とする。

2 附則第三条第三項の規定による当事者間の協議がととのつた場合又は同条第四項の裁定があつた場合において、商工会議所がその協議又は裁定に基づいてその地区を縮小するときは、商工会議所法第八条第一項の規定にかかわらず、当該商工会議所の地区は、市若しくは町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあわせたるものの区域の一部とすることができる。